

新潟県保険医会 FAXニュース 第96号

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越2-176

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

(1) 2023年12月31日で終了する特例措置について

今年4月から12月末までの下記特例措置について、終了時期が迫っています。今一度ご確認ください。
 なお、今後の特例措置の取扱いについて、終了時期などが変更された場合は追ってお知らせいたします。

【 医療情報・システム基盤整備体制充実加算 】

・2023年12月末で下表の特例措置の点数が終了予定です。

2024年1月以降は再診時の「加算3」2点はなくなり、初診時の「加算1」は4点となることにご注意ください。

- ・本加算は「オンライン請求を行っていること」が施設基準とされていますが、特例として、12月末までの間に限り「オンライン請求を2023年12月31日までに開始する旨の届出を行った場合」も算定可能とされていました。当該「オンライン請求を開始する旨」の届出を行った医療機関が、2023年12月31日までにオンライン請求を開始していない場合、算定開始日に遡って本加算に係る診療報酬の返還が必要とされています。ご注意ください。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算 (月1回)	特例措置 (4月～12月)		2024年 1月以降	
	初診	再診	初診	再診
<ul style="list-style-type: none"> ・従来の紙の保険証で受診 ・患者が診療情報の取得に同意しなかった ・マイナカードが破損等により利用できない ・マイナカードの利用者証明用電子証明書が失効 	加算1 (6点)	加算3 (2点)	加算1 (4点)	なし
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナカードによるオンライン資格確認で診療情報を取得 ・マイナカードによるオンライン資格確認で情報取得を試みたが患者の診療情報が存在していなかった ・他医療機関から当該患者に係る診療情報の提供を受けた 	加算2 (2点)	なし	加算2 (2点)	なし

【 外来後発医薬品使用体制加算、一般名処方加算 】

- ・医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、患者への適切な薬剤の処方等の観点から設けられていた下記特例措置による点数引上げが2023年12月末で終了予定です。2024年1月以降は右側の点数に戻るため、ご注意ください。

特例措置(4月～12月) 全て+2点	2024年1月以降
外来後発医薬品使用体制加算1 (90%以上) 7点	外来後発医薬品使用体制加算1 (90%以上) 5点
外来後発医薬品使用体制加算2 (85%以上) 6点	外来後発医薬品使用体制加算2 (85%以上) 4点
外来後発医薬品使用体制加算3 (75%以上) 4点	外来後発医薬品使用体制加算3 (75%以上) 2点
一般名処方加算1 9点	一般名処方加算1 7点
一般名処方加算2 7点	一般名処方加算2 5点

(2) 10/1 以降の新型コロナに係る診療報酬上の臨時的取扱い

前号までのFAXニュースでお知らせした新型コロナに係る診療報酬上の臨時的取扱い(診療所・一部抜粋)について、現時点での取扱いを次ページにまとめました。

	診療行為名称	点数	請求コード	概要(算定要件から一部抜粋)
外来診療	特定疾患療養管理料(100床未満の病院)(特例)(10月以降)	147点	113046250	受入患者を限定しない外来対応医療機関である旨を公表している医療機関において、新型コロナ患者(疑い含む)に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合に算定。
	夜間・早朝等加算(特例)(10月以降)	50点	113046650	上記の要件を満たさない医療機関において、新型コロナ患者(疑い含む)に対し、必要な感染予防を講じた上で外来診療を実施した場合に算定。
入院調整	療養情報提供加算(特例)(10月以降)	100点	113046350	新型コロナ患者の入院調整を行い、入院先に診療情報を示す文書を添えて紹介し、診療情報提供料(I)を算定した場合に算定。
罹患後	特定疾患療養管理料(100床未満・罹患後症状持続)(特例)	147点	113045950	新型コロナと診断された後3か月以上経過し、かつ罹患後症状が2か月以上持続する患者を診療し、今後の診療方針を判断し、必要に応じて精密検査や専門医への紹介を行った場合3月に1回算定。
在宅	看護配置加算(特例)(10月以降)	50点	113046750	新型コロナ患者(疑い含む)に対し、必要な感染予防策を講じた上で往診等を実施した場合に算定。 特養・老健等入所者(※1)がコロナに感染し、配置医師等(※2)が感染予防策を講じた上で往診等を実施した場合は、初・再診料、往診料等は算定できないが、当該50点を算定できる。
	院内トリアージ実施料(在宅)(緊急往診等)(特例)(10月以降)	300点	180070850	新型コロナ患者に対し、コロナに関連した往診又は訪問診療を実施した場合に算定(同一患家で2人以上の新型コロナ患者を診察した場合、2人目以降の患者にも算定可能)。
	往診料の緊急往診加算等 ・(在支診等以外)(特例) ・(機能強化した在宅診等) (病床なし)(特例) ・(在支診等)(特例) ・(機能強化した在宅診等) (病床あり)(特例)	325点	114055150	新型コロナ患者への往診の場合に、緊急往診加算の算定要件を満たしていれば算定可。
		750点	114055250	配置医師等(※2)がコロナに感染した特養・老健等入所者(※1)からコロナに関連した往診を緊急に求められ、速やかに往診が必要と判断し実施した場合にも算定可。
		650点	114055350	
		850点	114055450	
	救急医療管理加算1(施設内療養・緊急の往診等)(特例)	950点	180070150	特養・老健等入所者(※1)がコロナに感染し、コロナに関連した往診を緊急に求められ、速やかに往診が必要と判断し往診を実施した場合に算定。
院内トリアージ実施料(オンライン)(特例)(10月以降)	300点	180070950	上記の場合に、往診ではなく、看護職員と共に特養・老健等入所者(※1)に対しオンライン診療を実施した場合に算定。	
包括点数	コロナに係る検査の特例	小児科外来診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、生活習慣病管理料、手術前医学管理料、在宅がん医療総合診療料を算定する患者、又は介護医療院や介護老人保健施設に入所する患者に対し、別途新型コロナに係る検査及び判断料を算定できる。 検査を実施した日時及び検査実施の理由等について、診療報酬明細書の摘要欄に記載する。なお、鼻腔・咽頭拭い液採取料は包括される。		
	コロナに係る抗ウイルス剤の特例	小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料、在宅時(施設入居時等)医学総合管理料、在宅がん医療総合診療料を算定する患者、又は介護医療院や介護老人保健施設に入所する患者に対し新型コロナに係る抗ウイルス剤を処方した場合は、別途、薬剤料を算定できる。		
その他	時間帯加算の特例(外来対応医療機関のみ)	外来対応医療機関として、診療時間以外の時間に発熱患者等の診療を実施した場合は、診療応需体制にあっても時間外加算等を算定可。 外来対応医療機関において、コロナ患者(疑い含む)の診療を休日または深夜に実施する場合、要件を満たせば休日加算・深夜加算を算定できる。		

※1 特養・老健等入所者…介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設(老健)、介護医療院の入所者を指す。

※2 配置医師等…介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設の配置医師、又は介護老人保健施設・介護医療院の併設保険医療機関の医師を指す。